## <別紙2>

## 個人情報取扱特記事項

# 1基本事項

乙は、この契約に基づき業務を実施するにあたっては、個人情報の機密性、完全性、 可用性を損なうことがないように個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## 2定義

## (1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、 それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

# (2) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## (3) 完全性

情報が破壊、改ざん、又は消去されていない状態を確保することをいう。

# (4) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## 3機密保持

乙は、業務に関わる個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。

#### 4 従業員監督等

乙は、従業員に業務に関わる個人情報を取扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理を図るよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1)業務に関わる個人情報については、その適正な取扱い、機密性、完全性及び可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- (2) 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、個人情報保護法に規定する罰則が適用される場合があること。
- (3) 上記(1)(2)は、業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

## 5 作業場所の制限

乙は、定められた履行場所以外で業務に関わる個人情報を取扱ってはならない。また、 USBメモリ等の記録媒体に個人情報を記録し持ち出してはならない。ただし、甲の承 認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

乙は、業務の実施にあたって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成する ため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7使用及び提供に関する制限

乙は、業務以外の目的のために業務に関わる個人情報を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、企業団の承認があるときは、この限りではない。

## 8安全確保の措置

乙は、業務に係る個人情報の適切な管理のために、甲が求める個人情報保護及び情報 セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9複写、複製及び加工の制限

乙は、業務に関わる個人情報が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製及び加工 してはならない。ただし、甲の指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の禁止

乙は、業務に関わる個人情報については、自ら扱うものとし、第三者に当該個人情報の取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承認があるときは、この限りではない。なお、甲の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 業務終了時の返還及び廃棄等

乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、業務に関わる個人情報を甲の指示 に従い、乙に返還し、もしくは引渡し、又は廃棄及び消去等をしなければならない。

## 12 報告

甲は、乙における業務に関わる個人情報の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求め必要に応じて監査又は検査することができる。

# 13 事故等発生時の報告

乙は、個人情報の機密性、完全性及び可用性を損なう又は損なうおそれのある事故並 びに欠陥及び誤作動を発見したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければな らない。

## 14 事故等発生時の公表

甲は、上記 13 の報告を受けた場合は、水道使用者に対して適切な説明責任を果たすために必要な情報の公開を行うことができる。

## 15 契約の解除

甲は、乙がこの特記事項の内容に重大な違反をしたとき、又は業務の履行ができなくなったときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。